

# 【八王子市立小学校 PTA 連合会内規】

## 1. 総会・常任委員会・役員会

- ① 総会の議決は、出席者の過半数の賛同を得るものとする。
- ② 常任委員会での議決を必要とする場合は、出席者の過半数の賛同を得るものとし、議決権は各校 1 票とする。
- ③ 役員会での議決を必要とする場合は、出席者の過半数の賛同を得るものとする。
- ④ 副会長の内 1 名は、校長会より選出する。
- ⑤ 会計の内 1 名は、校長会より選出する。
- ⑥ 会計監査の内 1 名は、校長会より選出する。

## 2. 分担金

各単位 PTA の分担金は(世帯数+教職員数)×40 円とする。

## 3. 慶弔規定

- ① 本規定は、総会の常任委員および家族に適用する。
- ② 慶事については、必要と認めたときに、役員会で定める。
- ③ 弔慰(死亡)については、役員・常任委員および配偶者とする。その他の弔慰については、役員会で定める。

本会の内規は、平成 7 年 6 月 3 日・平成 10 年 5 月 30 日・平成 11 年 5 月 29 日・平成 12 年 6 月 10 日・平成 13 年 5 月 26 日・平成 16 年 5 月 28 日・平成 19 年 5 月 18 日・平成 20 年 7 月 17 日・平成 29 年 12 月 6 日に一部改正実施する。

## 八王子市立小学校 PTA 連合会 弔慰内規

		花環	香典	弔電	連絡		
					本部	会員	
(小 P 連本部) 顧問 <b>相談役</b> 役員	本人	●	●		●	●	
	配偶者		●		●		
	父母	同居		●		●	
		別居			●	●	
(常任委員) 校長 単 P 会長	本人		●		●	●	
	配偶者			●	●		
	父母	同居		●	●		
		別居					
(行政関係) 市長 教育長 学校教育部長 生涯学習スポーツ部長 教育総務課長	本人		●		●		
	配偶者			●	●		
	父母	同居		●	●		
		別居					

- ① 上記内規以外の場合は、本部三役にて、その都度協議し対応する。
- ② 香典がある場合は、原則的に、通夜または告別式に参列する。(代表も可)
- ③ 連絡事務は、小 P 連庶務校が担当する。
- ④ 花環は一基、香典は 5,000 円とする。(事務処理は本部会計担当校が行う)
- ⑤ 弔電がある場合は、小 P 連庶務校へ必要事項を連絡する。
- ⑥ 緊急の場合は、内規に基づき当該校で対応することもできる。

## 4. 役員選考

- ① 各ブロックは本部役員を 2 名選出し、内 1 名はブロック長が兼任することができる。
- ② 会計監査は候補者を各ブロック選出の本部役員以外に別途、選出することができる。
- ③ 会長は、必要と認める際は、常任委員または前本部役員から執行役員を 1 名以上選出することができ、執行役員は会務および出向任務に当たる。
- ④ 役員選考委員は副ブロック長が兼任することができる。